

# 重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

事業所名 長寿苑指定訪問入浴介護事業所  
サービスの種類 訪問入浴介護  
介護予防訪問入浴介護  
所在地 広島県東広島市西条町馬木 1660 番地-2  
連絡先 (082) 425-2000 (代表)  
介護保険事業者番号 広島県知事指定 3472500333

## 2. 事業の目的

社会福祉法人しらゆり会が開設する長寿苑指定訪問入浴介護事業所(以下「事業所」という。)が行う、指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対して適正な指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護を提供することを目的とする。

## 3. 運営方針

- ① 指定訪問入浴介護の提供に当たって事業所の従業者においては、利用者の要介護状態の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことにより、利用者の身体の清潔保持、心身機能維持等の援助を行うものとする。
- ② 指定介護予防訪問入浴の提供に当たって事業所の従業者においては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。
- ③ 事業の実施に当たっては、介護予防支援事業所、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 4. 事業所の職員体制

職 種	人 員	摘 要
管理者	1名	常勤
介護職員	3名	常勤専従1名、非常勤専従2名
看護職員	4名	非常勤専従4名

## 5. サービスの利用料及び利用者負担

- ① 事業所では、指定訪問入浴介護サービス及び指定介護予防訪問入浴介護サービスを提供した場合の利用料の額においては、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- ② 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者及びその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。
- ③ 1回の利用毎に費用をその都度、又は月末にまとめて徴収する事とする。  
なお、以下の場合には金額が変更になる場合があります。
  - ・入浴が出来ず清拭のみの場合
  - ・状態が安定して看護師が同行しなかった場合
- ④ 利用者の都合によりキャンセルをする場合でも料金は頂かないものとします。

※利用料の詳細は料金表参照

## 6. 通常の事業の実施地域について

通常の事業の実施地域は、東広島市内とする。

## 7. 営業日・営業時間について

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
(但し、日曜・祭日・8月14・15日、12月30日～1月3日までを除く)
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。  
(ただし利用者の状態に応じて時間外もあり得る。別途料金は徴収しない。)

## 8. 指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴の内容

事業所が行う訪問入浴介護の内容としては、次に掲げる内容によるものとする。

- ① 事業の実施に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供するものとする。
- ② 事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- ③ 事業の実施に当たっては、利用者の家庭において特殊浴槽及び湯沸器並びに排水用ポンプ等の入浴介護に使用する機材を備えた専用の訪問入浴車にて行うものとする。
- ④ 事業の実施に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意すると共に、特に利用者の身体に直接に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供毎に消毒したものを使用するものとする。

## 9. 利用に当たっての留意事項

利用者においては、事業の提供を受けようとする際に、次項の定めに留意した上で利用するものとする。

- ① 入浴サービスの利用に当たっては、利用者の検温など健康状態の把握を行うとともに、あらかじめ主治医等の意見を聞いた上で入浴の可否をサービス提供者に伝えるものとする。
- ② 入浴サービスを利用される際には、立会人として家族等の介護者が入浴に立ち会うものとする。
- ③ サービスの提供に当たって、入浴前に血圧・脈拍・体温等のバイタルサインのチェックを実施しするものとし、場合によっては入浴ができない事もありその場合においては、清拭などにより身体の清潔保持を行うものとする。
- ④ 特に冬場においては湯冷め等の危険性があり、事前に暖房器具等により室内の温度管理には十分配慮しておくものとする。
- ⑤ 入浴車の稼働に当たって、家庭の水・電気を使用するものとし、あらかじめ家族等に承諾を得るものとする。
- ⑥ 利用者からの入浴当日及び予定日の中止や変更等がある場合は、事前に連絡が取れるような体制を整えておかなければならない。なお、この場合においては利用日の変更等の配慮を十分行うものとする。

## 10. 緊急時等における対応方法

- ① 事業の提供を行っている際に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡し必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- ② 管理者は前項により対処が困難と判断された場合は、事前に定めた協力医療機関へ連絡を行う等、必要な措置を講じなければならない。

## 11. 事故発生時の対応

事業所は利用者に対して提供するサービスにより事故が発生した場合には、市町村・当該利用者の家族・主治医等に連絡すると共に、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うなど必要な措置を行うものとします。又事故の状況や事故に際しての対応等を記録した上で、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐ対策を講ずるものとします。

## 12. 事業所からの契約解除について

契約書に記載している事項に該当する場合には、当事業所から契約を解除させていただきますが、利用者又は家族等の言動が、正当な理由もなく職員等へ危害を及ぼす恐れや、サービスの提供に著しく悪影響を及ぼす場合にも該当します。

## 13. 秘密保持の厳守

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守しなければならない。又事業所は、従業者であった者についても業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないように、必要な措置を講じなければならない。

## 14. 衛生管理

管理者は適正なる事業の運営となるように、必要な設備・備品等を備えておかなければならない。特に利用者の自宅を訪問することからも、使用する設備・備品等の安全及び清潔の保持に留意し、感染予防における従業者へ知識の修得や必要な手順及び備品等を整備し、サービス提供毎に消毒したものを提供するなど、その衛生管理に努めなければならない。

## 15. 苦情申し立ての方法

苦情解決に関する処理要綱に則り利用者及びその家族・第三者からの苦情を受け付けるものとする。ただし、事業所として申立人からの苦情等の内容によっては、社会通念上において考えられる以上の内容を求められる場合には、対応可能な事業所に変更させて頂く場合もあります。

- 1 当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受付いたします。

※苦情受付窓口 管理者 梶原賢典 TEL (082) 425-2000

主任 津村謙治 FAX (082) 425-2001

※受付時間 毎週月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時30分

上記以外でも24時間連絡が取れる体制です。

- 2 行政機関その他苦情の受付機関

※東広島市役所 介護保険課 TEL (082) 420-0937

所在地 広島県東広島市西条栄町8番29号

※広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 TEL (082) 554-0782

所在地 広島市中区東白島町19番49号

- ② 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- ③ 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、広島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、広島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

## 16. 重要事項の掲示

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する、重要事項を書面掲示に加え、法人のホームページ等又は、情報公表システムに掲載・公表するものとする。

## 17. 高齢者虐待防止について

- ① 事業所においては、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所は、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的な研修の実施

(3) 上記の措置を適切に行うための担当者の設置。

(4) その他虐待防止のために必要な措置

- ② 事業所においては、事業を提供するに当たり、当該職員又は養護者（利用者の家族等の現に高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

## 18. 身体拘束廃止への取組みについて

- ① 事業所は利用者に対してサービスを提供するに当たり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。
- ② 事業所は、身体拘束廃止への取組みとして次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 身体拘束廃止委員会を設置するとともに、3月に1回以上開催することにより、身体拘束廃止への取組みについて検討、その結果について職員に周知徹底を図る。
  - (2) やむを得ず身体拘束を行う場合には、家族への説明を行い「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる利用者の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
  - (3) 職員に身体拘束廃止への取組みの為の定期的な研修の実施。
  - (4) 上記の措置を適切に行うための担当者の設置。

## 19. 業務継続計画の策定等について

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ② 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練等を定期的に実施するものとする。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 20. 感染症対策について

事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、概ね6か月に一回以上開催すると共に、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所においては、職員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための、研修及び訓練等を定期的に実施する。

## 21. ハラスメント等の防止について

事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優位的関係を背景とした言動により、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等への必要な措置を講じるものとします。

年 月 日

## 22. 利用者

私は上記の内容の説明を受けました。

住 所

氏 名

印

代理人（代理人を選任した場合）

住 所

氏 名

印（続柄： ）

## 23. 説明者

私は上記の内容の説明をいたしました。

所 在 地 広島県東広島市西条町馬木 1660 番地-2

事業者名 長寿苑指定訪問入浴介護事業所

説明者氏名

印